

証拠金取引に関する規則

(2018年7月30日 制定)

(2018年10月23日 一部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、会員が行う仮想通貨関連取引のうち、証拠金取引に係る業務の基本事項を定めることを目的とする。

(業務開始の届出)

第2条 会員は、証拠金取引を行う場合には、次の各号に掲げる書面を、あらかじめ協会に提出しなければならない。

- (1) 証拠金取引を開始する旨及び開始予定日、証拠金取引の対象となる仮想通貨（以下「対象仮想通貨」という。）又は対象仮想通貨の指数（以下「対象仮想通貨指数」という。）、証拠金率その他利用者との取引方法及び取引条件を記した書面
- (2) 証拠金取引の業務方法を記した書面
- (3) 証拠金取引により生ずるリスクの分析結果を記した書面
- (4) 証拠金取引により生ずるリスクの管理方法を記した書面
- (5) 対象仮想通貨の過去の価格変動及び取引量の推移に関する資料
- (6) 参照又は準拠する仮想通貨の現物取引価格のデータソースに関する資料
- (7) 証拠金率、ロスカット取引を実施する基準の決定に関する資料
- (8) 証拠金取引に伴い利用者に交付する書面
- (9) 証拠金取引に関する広告の写し
- (10) その他協会が提出を求める書面又は資料

- 2 会員は、対象仮想通貨又は対象仮想通貨指数を追加する場合には、前項第3号から第10号までの書面を作成し、あらかじめ協会に提出しなければならない。

(協会による事前確認)

第3条 会員は、証拠金取引に係る業務を開始する前に協会が行う調査に対し、正当な理由なく、これを拒んではならない。

- 2 会員は、前項による調査の結果、協会から証拠金取引に関する業務運営に対して指摘を受けた場合には、これに対処することなく、証拠金取引の取扱いを開始してはならない。

第2章 証拠金

(証拠金率)

第4条 会員は、証拠金取引に対し、証拠金率を定めなければならない。

- 2 会員は、当面の間、次のいずれかの方法により証拠金率を定めるものとする。

(1)協会が別に定める値

(2)当該仮想通貨価格又は仮想通貨指数の変動状況及び利用者に生じた預託証拠金額を上回る損失（以下「未収金」という。）の発生状況等を検証し、未収金の発生防止に適う値

- 3 会員は、前項第2号の方法により証拠金率を決定する場合、四半期に一度、証拠金率を点検の上、同号に基づき自ら計算する方法によって算出される値が従前の証拠金率を上回る場合には、速やかに適正な証拠金率に改めなければならない。
- 4 会員は、第2項第2号の方法により証拠金率を決定する場合、証拠金取引によって利用者の預託した証拠金額を上回る損失が生じた場合には、前項の規定に関わらず、証拠金率をその都度見直さなければならない。
- 5 会員は、証拠金率の設定に用いた資料及びデータを3年間、保管しなければならない。

（証拠金の評価）

第5条 会員は、少なくとも1日に1回、会員が別途定める時点において、証拠金取引における利用者の保有する建玉の評価損益を計算の上、実預託額を算出するものとし、かつ、当該実預託額が維持証拠金額を上回っていることを確認しなければならない。

（当初証拠金及び追加証拠金）

第6条 会員は、証拠金取引を開始する場合には、利用者から、当初証拠金額を超える証拠金の預託を受けなければならない。

- 2 会員は、前条による計算の結果、利用者の実預託額が維持証拠金額を下回ることを確認した場合には、速やかに次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。
 - (1) 利用者の保有する建玉の清算。この場合において、会員は、利用者に対して、建玉の清算の結果（清算額又は清算に要する仮想通貨の数量、清算方法及び清算期限を含む。）を、書面又は電磁的方法により速やかに通知しなければならない。
 - (2) 維持証拠金額と実預託額の差額以上の証拠金の追加徴求（以下、追加される証拠金を「追加証拠金」という。）。この場合において、会員は、利用者に対して、追加証拠金を預託する必要がある旨及びその預託額並びに納付期限を、書面又は電磁的方法により、速やかに通知しなければならない。
- 3 会員は、前項第2号に基づき通知した納付期限までに利用者から追加証拠金の預託が行われなかった場合には、速やかに当該利用者の保有する建玉を清算しなければならない。この場合において、会員は、利用者に対して、建玉の清算の結果（清算額又は清算に要する仮想通貨の数量、清算方法及び清算期限を含む。）を、書面又は電磁的方法により速やかに通知しなければならない。

- 4 追加証拠金の納付期限は、原則として2銀行営業日以内としなければならない。

(帳簿の作成)

第7条 会員は、証拠金取引を行う各利用者が預託する証拠金額を記録する帳簿を作成し、各計算日の評価損益及び実預託額を記入し、帳簿を保管しなければならない。

第3章 ロスカット取引

(ロスカット取引)

第8条 会員は、証拠金取引を行う場合には、ロスカット取引を定め、これを実施しなければならない。

- 2 会員は、前項に基づくロスカット取引の実施に際して、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1)ロスカット取引を実行する基準
- (2)ロスカット取引を判定する方法
- (3)実預託額を監視する仕組み及び実預託額の再計算を行うサイクル
- (4)ロスカット取引に係る注文の受付順位及び執行順位
- (5)「受注管理体制の整備に関する規則」第14条に定める価格急変防止措置を設ける場合にあっては、取引の一時中断後のロスカット取引の処理方法

- 3 前項第1号に定めるロスカット取引を実行する基準については、原則として実預託額が維持証拠金額を下回った時点とする。ただし、ロスカット未収金の発生件数及び頻度、対象仮想通貨のレバレッジ、電子情報処理組織の処理速度、休日を挟んだ価格差、対象仮想通貨の単位時間当たり価格変動状況及び流動性等を考慮の上、利用者の預託する証拠金を上回る損失の発生防止に資すると判断する値をもって同号に定める基準とすることができる。

- 4 会員は、前項第1号に定めるロスカット取引を実行する基準について、必要に応じて適時見直し、改善を行うものとする。

- 5 会員は、実預託額の監視により、利用者の実預託額がロスカット取引を実行する基準を下回った場合には、直ちにロスカット取引の手続を行うものとする。

- 6 会員は、利用者の保有する建玉のうち、ロスカット取引を行う順番を定めなければならない。

(ロスカット取引が機能しなかった場合等の対応)

第9条 会員は、電子情報処理組織の異常その他の理由によりロスカット取引の実行ができなかった場合における利用者への対応方針を定めるものとする。

- 2 会員は、電子情報処理組織の異常その他の理由によりロスカット取引の実行ができなかった場合には、会員の責に帰すことができない事

由である場合を除き、利用者の保護に資するよう、その対応を図らなければならない。

(ロスカット取引の報告)

第 10 条 会員は、発動したロスカット取引が正常に処理されたことを、適時に検証しなければならない。

2 会員は、ロスカット取引が適正に行われていることを確認するために、ロスカット取引の発動時刻、当該時刻前後の気配値、ロスカット取引注文受付、約定執行時刻、約定価格及び約定数量その他の必要なデータを管理保存しなければならない。

3 会員の取締役会その他の機関は、定期的に又は必要に応じて随時に、ロスカット取引の実施状況を確認しなければならない。

4 会員は、ロスカット取引の発生状況を、少なくとも四半期に一度以上、別途協会の定める方法により、協会に報告しなければならない。

5 ロスカット取引を実行する基準の設定及び変更は、必要な社内手続をもって行い、当該手続に際しては自社内外の取引状況の分析結果など、その判断に必要となる資料等を作成し、その作成の日から少なくとも3年間保管するものとする。

(未収報告)

第 11 条 会員は、利用者の預託する証拠金額を上回る損失が利用者に生じた場合には、その状況をすみやかに協会に報告しなければならない。

第 4 章 取引価格

(価格の乖離防止)

第 12 条 会員は、現物取引価格と証拠金取引価格の乖離防止に努めなければならない。

2 仮想通貨指数を用いて行われる証拠金取引については、前項の「現物取引価格」を「仮想通貨指数を構成する仮想通貨の現物取引価格から計算される指数」に読み替えて適用する。

(誘導禁止)

第 13 条 会員は、理由の如何を問わず、利用者の証拠金取引の注文を特定の方向に故意に仕向けてはならない。

2 会員は、利用者の証拠金取引の注文を特定の方向に仕向けることを目的として、利用者に有利な条件を提示し、証拠金取引を行わせてはならない。

(委託者による取引の関与の禁止)

第 14 条 会員は、証拠金取引に関し、他の者に取引価格若しくは注文又は約定数量の操作を依頼してはならない。ただし、マーケットメイク方式取引により証拠金取引を行う場合であって、会員と契約関係にあるマーケットメイカーにより適正に取引価格が提示され、約定処理がされる場合を除く。

(自己売買の留意事項)

第 15 条 会員は、証拠金取引に関し、会員自らの勘定をもって利用者の注文に対当し、取引を約定する場合には、次の各号の定めに従ってこれを行わなければならない。ただし、店頭取引により証拠金取引を行う場合を除く。

- (1)取引価格の形成に影響を与えないこと。
- (2)利用者取引が繁盛しているとの誤解を与えないこと。
- (3)会員自身が注文し、利用者の相手方となって約定することがあることを事前に利用者に説明すること。
- (4)各月の自己勘定による取引数量を公表すること。

(店頭取引の留意事項)

第 16 条 会員は、店頭取引により証拠金取引を行う場合には、次の各号の定めに従って、これを行わなければならない。

- (1)対象仮想通貨の現物取引価格と比較して、適正な価格をもって取引が行われること。
- (2)前号において比較する現物取引価格の情報及び当該情報を提供する者の名称を利用者に開示すること。
- (3)第 1 号において比較する現物取引価格の情報を入手する方法を利用者に示すこと。

(参照価格の利用者への説明)

第 17 条 会員は、証拠金取引を行う場合には、対象仮想通貨の現物取引価格の参照元に係る情報を利用者に提供しなければならない。

- 2 会員は、証拠金取引を行う場合には、利用者に対して、対象仮想通貨の現物取引価格と証拠金取引価格との関係及び両価格に乖離が生じ得る場合にはその理由を分かりやすく説明し、理解させなければならない。ただし、証拠金取引を現物取引と合わせて注文受付・約定処理する場合には、この限りでない。

第 5 章 態勢整備

第 18 条 会員は、証拠金取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行うにあたっては、本規則の内容が網羅された社内規程を制定の上、当該社内規程の内容を適正かつ確実に履行できる態勢を整備しなければならない。

- 2 会員は、前項に基づいて整備された態勢の運用状況について、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行わなければならない。
- 3 会員は、前項に基づく検査の結果は、速やかに取締役会その他これに準ずる意思決定機関に対して報告しなければならない。

附則

第 1 条 協会は、本規則の施行後 1 年以内に、第 4 条第 2 項第 2 号によることを選択した会員における未収金の発生状況を勘案し、第 4 条第 2 項第 1 号への統合に向けた改正を行うものとする。

附則

この規則は、2018年10月24日から施行する。

証拠金取引に関する規則に関するガイドライン

(2018年 7月30日 制定)

第1条関係

本規則において「会員」とは第一種会員を指します。また、本規則の主たる適用対象となる「証拠金取引」とは、利用者との間で継続・反復して行われる仮想通貨の売買及び交換又は仮想通貨指数を利用した限日先物取引であって、成立した取引の決済期日を繰り延べる仕組みの取引、又は、限月の定めのない先物取引であって、取引が決済されるまでの期間、利用者に所定の証拠金（担保金）を預託させる仕組みの取引を指しますが、証拠金の預託を通じてレバレッジを用いた取引を行う場合には、本規則が適用されることとなります。

また、本規則の第3章について個人利用者についてのみ適用するものとします。

第2条第1項関係

本規則の施行前において既に証拠金取引を行っている会員は、施行日までに第1号から第9号（協会より、別途提出要請があった場合には第10号）の書面を提出してください。

第2条第1項第3号

この号における「リスク」とは、「財務管理に関する規則」に定める会員の財務上のリスクを指すほか、当該証拠金取引の利用者に生じ得るリスクの双方を記載するものとします。具体的には、前者については、①証拠金取引の実施に伴い生ずる財政負担、②証拠金取引の実施に伴い生ずる自己ポジションにおける価格変動、③カバー取引実行時のカバー先への預託金が回収できなくなる状況及び自己ポジションの再構築コスト、後者については、④証拠金取引の利用者が決済不能となる状況などが考えられます。

第2条第1項第4号関係

第3号により認識・分析したリスクの具体的な管理方法について記載します。

第2条第1項第5号関係

第6号に定めるデータソースに基づき資料化するものとします。

第2条第1項第6号関係

データソースとは、例えば、他の会員又は他の仮想通貨を取り扱う業者（国内外又は登録の有無を問いません。）や情報ベンダーを指します。

第 2 条第 1 項第 7 号関係

証拠金率については、第 4 条第 2 項第 1 号に準拠する場合にはその旨、同項第 2 号により決定する場合には、具板的な決定方法の解説書面、データ等による説明資料などとなります。

第 3 条関係

協会による確認は、主に証拠金取引に係る業務態勢の整備状況を対象として行います。当初証拠金率の設定について、第 4 条第 2 項第 2 号に基づき行われる場合には、会員の規定する証拠金率の決定方法及びその設定値が合理的であることを提出された資料から検証することも含まれます。ロスカット取引については、シミュレーション等から適切に機能する状態にあることを検証します。また、未収金の発生状況の管理、証拠金率の変更に係る社内意思決定プロセス、取引価格のモニタリング態勢等についても確認の対象となります。

第 4 条第 1 項関係

証拠金取引においては、レバレッジを高めるほど偶然性に頼るゲームの性格を帯び、資産運用手段としての性格が薄れ、社会経済上の理由・目的を喪失するおそれがあります。また、レバレッジの高いデリバティブ取引は、刑法上の賭博罪（刑法第 185 条、第 186 条）に該当する可能性があるのではないかという問題も指摘されています。したがって、証拠金率の設定は合理的な根拠と利用者に未収金を生じさせない実効性のある水準をもって行わなければならない。

第 4 条第 2 項関係

利用者が預託する証拠金の額を上回ることはない仕組みとは、例えば、利用者との取引契約によって、あらかじめ未収金が発生することのない価格をもってロスカット取引の成立を保証するなどの仕組みを指します。なお、ロスカットの成立を保証する場合には、ロスカット取引の実行により会員が被る損失リスクが会員の財政に与える影響を十分に認識してリスク管理しなければならず、また、一部の利用者にのみ特別にサービスを提供することは、不適切な損失補てん・利益保証行為とみなされる恐れがあることに留意しなければなりません。

また、利用者が預託する証拠金の額を上回ることはない仕組みを用いる場合であっても、会員は、上記の賭博罪該当性に関する指摘や、本条各号の趣旨も踏まえて、適切な証拠金率を設定しなければなりません。

第 4 条第 2 項第 1 号関係

本号における協会が別に定める値については、当面の間、証拠金率を 25% 以上（証拠金倍率 4 倍以下）とします。

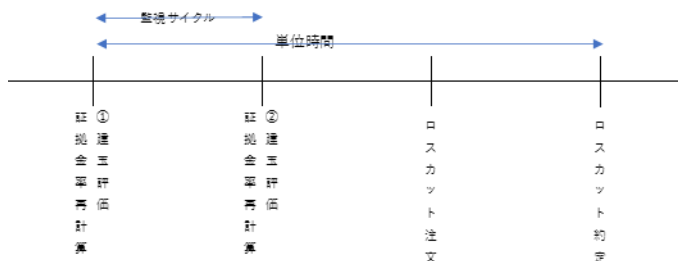
第 4 条第 2 項第 2 号関係

当面の間、第 1 号の協会が定める値を用いることなく、会員自らの判断をもって証拠金率を設定する場合には、自らの設定値が、利用者の建玉を再評価し現時点の証拠金率を計算し直すまでに要する時間にロスカット取引の発動基準とする証拠金率から実際にロスカット取引が成立するまでの必要時間を加えた時間（以下、「単位時間」という。）を基準として、過去の単位時間中の価格変化率がロスカットの発動基準とする証拠金率を上回ることはないことを確認し、さらに、過去の一定期間当たりの価格変化率の状況から、未収金の発生を一定程度、防止するに足る値であることを検証して決定することができるものとします。

このうち、一定程度防止するに足る値の導出方法としては、例えば、短期、中期、長期の 3 つ程度の期間区分を設け、期間中の 1 日又は 24 時間当たりの価格変化率（終値から始値を差し引いた値の絶対値を始値で割った値をいう。）を用いて、いずれの期間においても片側 99% 以上の確率をもって、当初証拠金率及び維持必要証拠金率が 1 日当たりの価格変動率を上回る値とするなどの方法が考えられます。

【参考】

単位時間とは、次の時間の合計値です。



ロスカット取引の実行場面では、多数の建玉残高がある場合には再評価作業や注文受付及び約定遅延などが生じやすく単位時間が一時的に長くなることを考えられます。このため、未収金発生防止のための証拠金率決定に際して用いる単位時間は、平常時をもって抽出するのではなく、実効性を確保する観点からは、異常事態のときをもってサンプリングすることが効果的であると考えられます。

第 4 条第 3 項関係

第 2 項第 2 号の方法により証拠金率を設定する場合には、証拠金率の算出方法を規定しなければならず、さらには、四半期ごとに当該規定に当てはめて証拠金率の見直しを図る必要があります。四半期の見直しにおいて、従来

の証拠金率よりも低い値となる場合には、従来の値を据え置くことができます。一方、従来の証拠金率よりも高い値となる場合には、速やかにこの高い値以上の水準に証拠金率を引き上げなければなりません。この作業は、四半期終了後、1週間以内に行うこととし、証拠金率の変更を行う場合には、利用者が証拠金を積み増すことができる日数を考慮して予告の上、四半期終了後2週間以内に新たな証拠金率を適用するものとします。

なお、第2項第2号により証拠金率を設定する場合には、第1号の値を上限值とすることを規定してはなりません。

第4条第4項関係

第2項第2号の方法により証拠金率を決定する会員は、実際に未収金が発生した場合には、発生日から2週間以内に証拠金率を引き上げなければなりません。この措置によって引き上げられた証拠金率は、第3項に規定する四半期ごとの見直しのときまで、引き下げることができないものとします。

第10条第4項関係

ロスカット取引の発生数は口座単位とし、1日当たりをもって集計し、月ごとに合計します。別途、協会が指定する様式を用いて報告してください。

第11条関係

未収報告は、書面にて行うものとし、原則として未収金発生日の翌々営業日を期限として提出します。ただし、100口座以上の口座に未収金が発生した場合には、その事実を確認した時点で、協会に一報した上で、翌々営業日までに報告書を提出してください。

第12条関係

証拠金取引は社会経済的目的をもって行われるものであり、偶然性に依るゲームとの一線を画するためには、証拠金取引価格が現物取引価格から不合理に乖離することのないように、その取引環境を整備する必要があります。本条はこの目的をもって設けるものです。

乖離防止措置としては、例えば次のような方法が考えられますが、これに限られるものではありません。

- (1)現物取引の注文と証拠金取引の注文をあわせて約定処理する方法
- (2)現物取引価格から一定以上乖離しないよう証拠金取引の注文値幅を制限する方法
- (3)現物取引価格から一定以上乖離した場合には証拠金取引を一時中断する方法

第13条第1項及び第2項関係

マーケットメイク方式取引を行う会員は、本条に対応するため、マーケットメイカーの提供する価格に異常がないかモニタリングすることが必要と考えられます。

競争売買取引を行う会員が取り扱う仮想通貨について、取引価格の異常な状態にある場合、注文価格帯や注文数量を制限することなどにより、取引価格をコントロールすることは本項に抵触するものではありません。

手数料その他利用者が負担するコストを変更して利用者の注文をコントロールすることについては、当該コストの増加を個々の利用者が負うべき正当な理由がない場合には、本項に抵触する可能性がありますので、慎重に設計する必要があります。

第 15 条第 4 号関係

公表日は、翌月第 5 営業日とし、取引通貨のペア別に買付、売付に分けて約定した数量を公表します。

第 16 条第 1 号関係

第 12 条において、証拠金取引価格が現物取引価格と著しく乖離しないように管理することが求められていますが、店頭取引では、会員自身が取引価格を支配することとなるため、一層、厳格に適正な取引価格を維持する仕組みを設ける必要があるものと考えられます。第 1 号はそのような観点から、会員が取引価格を決定する際に準拠ないし参照する価格を特定し、例えば、参照価格に対してマークアップする値を規定して恣意的に価格を調整することのない仕組みを用いて価格を決定し取引を行うことを求めるものです。

第 16 条第 2 号関係

比較する現物取引価格の情報提供者が自社である場合にはその旨を開示します。また、自社の現物取引価格を比較対象とする場合であっても、現物取引がマーケットメイク方式取引による場合にはそのマーケットメイカーの名称、店頭取引による場合には現物の店頭取引が参照する価格の配信者の名称をあわせて開示します。

第 16 条第 3 号関係

利用者が比較する現物取引価格を知りたいときに情報を入手することができる方法を示すこととします。利用者が比較的手軽に情報を入手できる方法が望ましいものと考えられます。

附則

このガイドラインは、2018 年 10 月 24 日から施行します。